

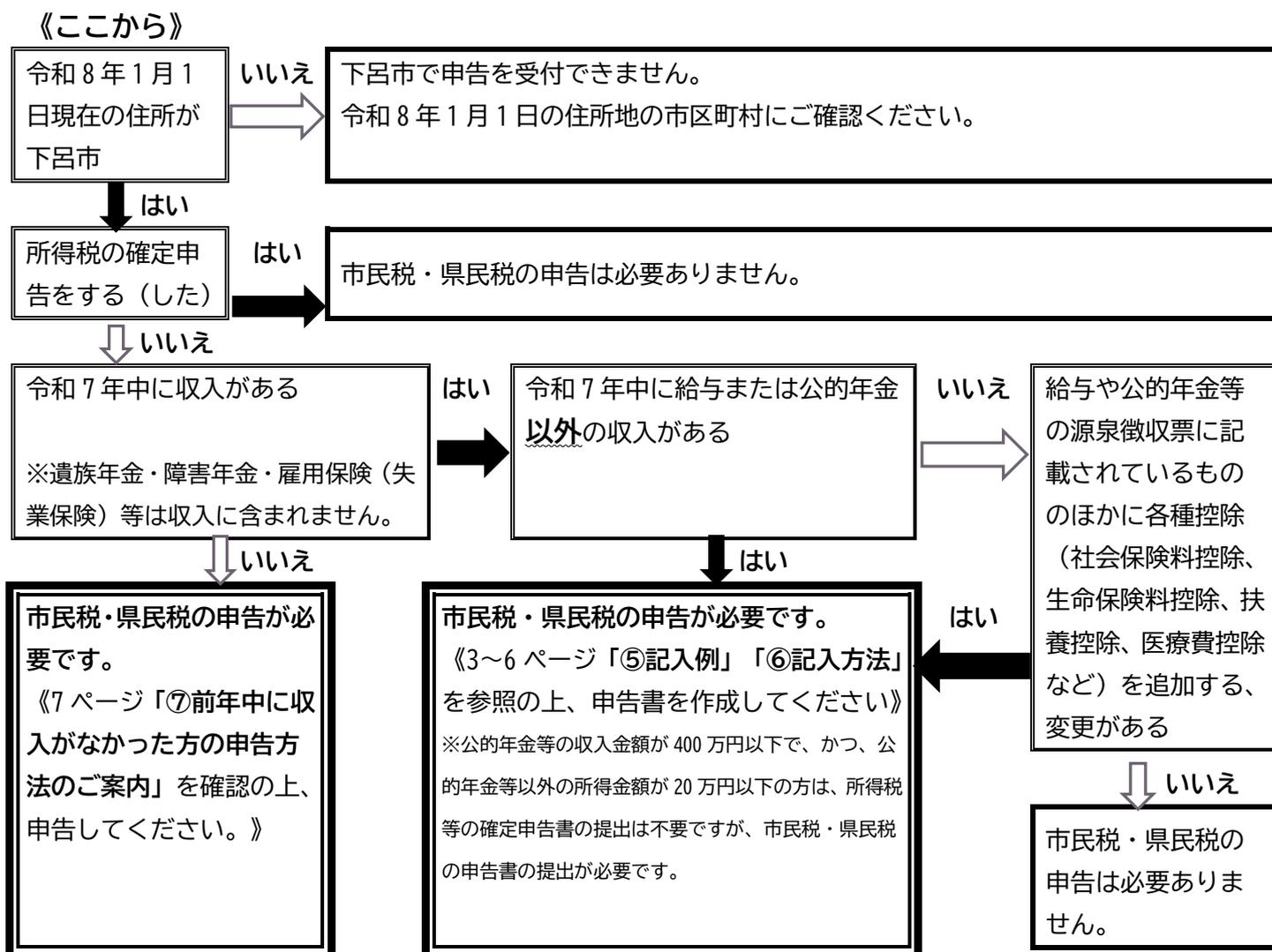
下呂市 令和 8 年度 市民税・県民税の申告の手引き

市民税・県民税の申告は、税額を計算するための基礎資料です。さらに、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定、福祉や医療サービスなどの受給資格の判定、保育料の算定、所得証明など税務証明の大切な基礎資料にもなります。この手引きをお読みの上、令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの各種所得および控除などを記入し、2 ページの「③郵送での提出方法」のとおりにご郵送ください。窓口での申告（申告相談）を希望される場合は 2 ページの「②申告の受付のご案内」をご覧ください。

また、令和 8 年度からオンライン申告が可能になりました。詳しくは 2 ページの「④オンライン申告が可能になりました」をご覧ください。

☆ 申告会場は大変混み合います。郵送による申告書のご提出またはオンライン申告にご協力をお願いいたします。☆

① 市民税・県民税の申告が必要な方（次のフローチャートによりご確認ください。）



《目次》

P1・①市民税・県民税の申告が必要な方／P2・②申告の受付のご案内・③郵送での提出方法・④オンライン申告
／P3・⑤記入例／P4～6・⑥記入方法／P7・⑦前年中に収入がなかった方の申告方法のご案内／
P8・⑧必要書類チェックリスト・⑨提出先・お問合せ先

② 申告の受付のご案内（持参書類は8ページを参照）

◆ 申告期間は、令和8年2月16日（月）～ 3月16日（月）です ◆

下呂市では、申告期間中の平日（月曜～金曜）市内の会場にて、所得税の確定申告の申告相談と申告書の受付および市民税・県民税の申告の受付を行います。

- ※ 小坂振興事務所と馬瀬振興事務所での申告受付日は期間が限られていますのでご注意ください。
- ※ 金山振興事務所での2月25日(水)ならびに3月4日(水) および11日(水)の申告受付は行いませんのでご注意ください。

● 申告相談受付日程および会場について

会場		受付日	受付時間
小坂振興事務所	振興事務所内	令和8年2月16日（月）～ <u>3月6日（金）</u> ※土日祝日を除く	【午前】
馬瀬振興事務所	中央公民館ロビー	令和8年 <u>3月10日（火）</u> ～3月16日（月） ※土日祝日を除く	9時00分～ 11時30分
金山振興事務所	1階 ロビー	令和8年2月16日（月）～3月16日（月） ※2月25日(水)および3月4日(水)、11日(水) ならびに土日祝日を除く	【午後】 1時00分～
下呂市役所（下呂庁舎）	税務課事務所内	令和8年2月16日（月）～3月16日（月） ※土日祝日を除く	3時30分
萩原農事センター（旧萩原庁舎）	1階 会議室		

ご来場いただく際のお願い

各会場では、感染症拡大の防止や個人情報保護の観点から、来場者の距離を確保したレイアウトを採用しています。発熱等により体調が優れない方におかれましては、入場をご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、例年必要書類（源泉徴収票など）の忘れ物が非常に多いため、ご来場の前にご確認いただきますようご協力をお願いいたします。

③ 郵送での提出方法

「申告書」、「本人確認書類（個人番号確認及び身元確認）（※1）」の写し、「令和7年中の収入の内容が分かる書類（源泉徴収票など）」、「令和7年中に支払いした各種控除に関する証明書、領収書など（生命保険料の控除証明書（原本）など）」を同封して、返信用封筒（切手不要）にて下呂市役所税務課市民税係宛てに送付してください。

※1《本人確認書類の例》

- ・例1【マイナンバーカード（番号確認兼身元確認）】 ⇒（1点のみでOK）
※写真付きのものです ※両面のコピーが必要です
- ・例2【マイナンバーの通知カード、マイナンバーの記載のある住民票など（番号確認ができるもの）】 +
【運転免許証、障害者手帳、健康保険証など（身元確認）】 }（両方とも必要です）

- 添付書類一式は別紙の「市民税・県民税申告書 添付書類台紙」に貼り、同封してください。
- 内容確認のため連絡させていただく場合もありますので、申告書には必ず電話番号を記入してください。

④ オンライン申告が可能になりました（令和8年度分から）

令和8年度分の住民税申告からオンラインでの申告が可能になりました。詳しくは、個人住民税申告の電子化に係る特設ページをご覧ください。

↓個人住民税申告の電子化に係る特設ページ↓



URL :
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>

⑤ 市民税・県民税の申告書の書き方（記入例）

重要

下呂市長 様 令和8年度 市民税・県民税申告書兼国民健康保険税申告書

整理番号	11111111
個人番号	12340000xxxx
入力者印	確認者印

現住所の記載を確認します。
※変更、誤りがあれば二重線で訂正してください。

下呂市森960番地

下呂 太郎

日中連絡がとれる電話番号を記入します。

職業 会社員
 屋号又は勤務先 (株) OOOO
 電話 090-1234-0000
 世帯主との続柄 本人
 生年月日 32. 1. 15
 大(昭)平

マイナンバーを記入します。

申告書の提出期限は三月十六日です

5ページ参照

3所得から差し引かれる金額に関する事項		社会保険の種類	支払った保険料
13 社会保険料控除	国民健康保険	90,000	円
	合計	90,000	円
14 生命保険料控除	新生命保険料の計	80,000	円
	新個人年金保険料の計	90,000	円
	介護医療保険料の計	40,000	円
	地震保険料の計	30,000	円
15 地震保険料控除	地震保険料の計	30,000	円
	旧長期損害保険料の計		円
16 障害者控除	氏名 下呂 一郎	個人番号 43210000xxxx	障害の種類 3級 障害の程度 3級
	氏名 下呂 花子	個人番号 23450000xxxx	障害の種類 3級 障害の程度 3級
17 親族扶養控除	氏名 下呂 大五郎	個人番号 34560000xxxx	生年月日 大平 10.3.3
	氏名 下呂 次郎	個人番号 45670000xxxx	生年月日 大平 15.1.2
18 扶養控除	氏名 下呂 一郎	個人番号 43210000xxxx	生年月日 令和 22.6.6
	合計		万円

申告者本人が扶養している親族のみご記入ください。

(該当がある場合) 重要

雑損控除	雑損の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
27	損害金額	円	円
28 医療費控除	支払った医療費等	285,000	円
	保険金などで補てんされる金額		32,000
	合計		円

※分離課税所得がある場合は市民税係まで

5 分離課税所得	種類	収入金額	必要経費	所得金額
譲渡	短期長期株式等	円	円	円

1 収入金額等		事 業 等	金額
1	収入金額等	営業等	100,000
		農 業	
		不 動 産	200,000
		利 子	
		配 当	10,000
		給 与	
		公的年金等	3,000,000
		雑 業 務	
		そ の 他	500,000
		短 期 利 子	
2 所得金額	所得金額	営業等	20,000
		農 業	
		不 動 産	30,000
		利 子	
		配 当	10,000
		給 与	
		公的年金等	1,900,000
		雑 業 務	
		そ の 他	20,000
		短 期 利 子	
所得から差し引かれる金額			
地震保険料控除		16	15,000
寡婦、ひとり親控除		17	
勤労学生、障害者控除		18	260,000
配偶者(特別)控除		19	330,000
扶 養 控 除		20	450,000
特定親族特別控除		21	630,000
基 礎 控 除		22	430,000
13から22までの計		23	2,275,000
雑 損 控 除		24	
医療費控除		25	153,000
合計(23+24+25)		26	2,428,000

特定親族特別控除に該当する場合、「特親」欄に「○」を記載し、控除額を記載してください。

4ページ参照

5ページ参照

6ページ参照

6 寄附金に関する事項		地方税法第4条の5の規定の適用を認める場合には、「医療費控除」欄の「区分」に記入してください。
都道府県、市区町村分(特別控除対象)		円
在所地の共同基金(特別控除対象以外)		円
都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)		円
条 例 指 定 分	岐阜県	
	下呂市	

「基礎控除、市区町村分(特別控除対象)」、「住所地の共同基金・日赤支部分、都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条 例 指 定 分」の「岐阜県」「下呂市」の各欄には、条 例 で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

※ 前年中に収入のなかった方は、7ページを参照し、申告書裏面の該当する欄にも記入してください。

※ 計算や記入の方法が分からなければ、上記の「重要」の項目(破線部分)のみ記入し、収入や控除に関する資料を添付の上ご提出いただければ、お送りいただいた添付書類に基づき、本市で内容を判断して申告を受け付けます。(6ページ「⑥-5 郵送による申告にご協力を！」参照)

⑥-1「1 収入金額等」「2 所得金額等」の記入方法（一部、裏面の記入欄を含む）

所得の種類	所得の概要（一例）	所得金額の算出方法	申告書記入欄	必要書類
営業等	小売業、飲食業、製造業、理容業、外交員、大工など	【総収入金額－必要経費】	㉗、①、裏面3	収支内訳書
農業	農作物生産、果樹栽培、酪農、家畜飼育など		①、②、裏面1	
不動産	地代、家賃、権利金など		㉗、③、裏面4	
利子	公社債等	【収入金額＝所得金額】	①、④	利子の明細など
配当	株式配当、出資配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益分配など	【収入金額－株式などの取得のために借り入れた負債の利子】	④、⑤	配当の支払通知書、特定口座年間取引報告書など
給与	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	【給与収入金額の合計額－給与所得控除額】 下記「給与所得金額速算表」参照	㉗、⑥、裏面2（源泉徴収票が無い場合のみ）	給与所得の源泉徴収票など
雑	公的年金等	【公的年金等収入金額の合計額－公的年金等控除額】 下記「公的年金等所得金額速算表」参照	⑥、⑦	公的年金等の源泉徴収票など
	業務	原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	②、⑧	収入・経費が分かるもの（支払調書、個人年金支払通知書など）
	その他	他に当てはまらない所得（生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引など）	⑦、⑨	
総合譲渡（長期・短期）	土地、建物および株式以外の資産（車両、船舶、機械、漁業権、特許権、著作権など）の譲渡による所得 ※ 譲渡した年の1月1日時点で保有期間が5年を超えるものは「長期」、それ以外は「短期」	【総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額】 ※長期譲渡所得の場合は課税の対象となる金額は2分の1	(短期)㉗、⑩ (長期)④、⑩	譲渡の明細など
一時	法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当選金品、競馬等の払戻金、生命保険契約等に基づく一時金および満期返戻金などの一時的な所得	【総収入金額－必要経費－特別控除額（限度額50万円）】 ※課税の対象となる金額は2分の1	②、⑩	収入・経費が分かるもの（満期返戻金支払通知書など）

*分離所得については「5 分離課税所得」欄の記入および分離課税用の申告書が必要です。詳しくは下呂市役所税務課市民税係まで

●「給与所得金額速算表」（給与の収入がある方）

「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の支払金額（2か所以上ある場合は、合算した金額）が収入金額です。源泉徴収票がない方は、令和7年中の給与明細書を合計（通勤手当を除く金額）して収入金額を計算してください。給与所得は下表をもとに計算した所得金額です。

給与等の収入金額	給与所得の金額	《所得金額調整控除について》
650,999円 以下	0円	・次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されません ①給与収入が850万円を超え、次のア、イのいずれかに該当する場合 ア. 23歳未満の扶養親族を有する場合 イ. 本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である場合 【控除額：給与収入額(上限1000万円)-850万円×10%】
651,000円～1,899,999円	収入金額 - 650,000円	②給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合 【控除額：給与所得額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限10万円)-10万円】
1,900,000円～3,599,999円	収入金額÷4(千円未満切捨て)×2.8-80,000円	・①②の両方に該当する場合は、①の控除後に②を控除します
3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4(千円未満切捨て)×3.2-440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円	

●「公的年金等所得金額速算表」（公的年金の収入がある方）

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額（円未満切捨）
昭和36年 1月2日以降に生まれた方 (65歳未満)	600,000円 以下	0円
	600,001円～1,300,000円	収入金額 - 600,000円
	1,300,001円～4,100,000円	収入金額 ×0.75 - 275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	収入金額 ×0.85 - 685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	収入金額 ×0.95 - 1,455,000円
	10,000,001円 以上	収入金額 - 1,955,000円
昭和36年 1月1日以前に生まれた方 (65歳以上)	1,100,000円 以下	0円
	1,100,001円～3,300,000円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,001円～4,100,000円	収入金額 ×0.75 - 275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	収入金額 ×0.85 - 685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	収入金額 ×0.95 - 1,455,000円
	10,000,001円 以上	収入金額 - 1,955,000円

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1千万円以下の場合

⑥-2「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」の記入方法

※ 所得控除額の年齢要件については令和7年12月31日現在によります。

控除	要件・控除額等（【】内が控除額）				必要書類		
⑬ 社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険税、国民年金、後期高齢者医療保険料、介護保険料等）を支払った場合 ※配偶者等が受け取る年金から天引きされている社会保険料は、生計を一にしている親族の場合でも控除の対象にはなりません。 【控除額=支払った金額】				控除証明書、領収書、納付確認書など		
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度等に基づく掛金を支払った場合 【控除額=支払った金額】				控除証明書など		
⑮ 生命保険料控除	・新契約（一般生命保険/個人年金）H24年以降契約分(a) ・介護医療	保険料の支払金額	12,000円以下	【控除額=支払額の全額】	保険会社が発行した控除証明書		
			12,001～32,000円	【控除額=支払額×1/2+6,000円】			
			32,001～56,000円	【控除額=支払額×1/4+14,000円】			
			56,001円以上	【控除額=28,000円】			
	・旧契約（一般生命保険/個人年金）H23年以前契約分(b)	保険料の支払金額	15,000円以下	【控除額=支払額の全額】			
		15,001～40,000円	【控除額=支払額×1/2+7,500円】				
		40,001～70,000円	【控除額=支払額×1/4+17,500円】				
		70,001円以上	【控除額=35,000円】				
※新契約と旧契約がある場合【(b)と【(a)+(b)（限度額:28,000円）】のいずれか大きい金額】 ※一般生命保険、個人年金、介護医療の各控除額を合計して70,000円が限度額							
⑯ 地震保険料控除	(1)地震保険料	【控除額=支払額の1/2の金額（上限25,000円）】			保険会社が発行した控除証明書		
	(2)旧長期損害保険料	保険料の支払金額	5,000円以下	【控除額=支払額の全額】			
			5,001～15,000円	【控除額=支払額×1/2+2,500円】			
			15,001円以上	【控除額=10,000円】			
(1)と(2)の両方がある場合	【(1)により求めた金額+(2)により求めた金額（限度額:25,000円）】 ※ただし一つの保険料契約で、上記の(1)(2)の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。						
⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ※扶養親族には16歳未満親族を含みます	⑰ 寡婦	ひとり親控除に該当していない方のうち、 ①夫と死別又は離婚した方や夫が生死不明の方で、扶養親族または前年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有している場合【26万円】 ②夫と死別や生死不明の方で前年中の合計所得金額が500万円以下の場合【26万円】					
	⑱ ひとり親	現に婚姻しておらず、前年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、本人の合計所得金額が500万円以下の場合【30万円】					
⑲ 勤労学生控除	合計所得金額が85万円以下かつ、その内勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生【26万円】				証明書(学校等が発行)		
⑳ 障害者控除 ※扶養親族には16歳未満親族を含みます	本人・控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合（要介護者等で市町村長の認定を受けた方（※高齢福祉課にて手続き）を含む。） 【1人につき26万円 ただし、特別障害者：30万円、同居特別障害者：53万円】 ※特別障害者の控除を適用できる障害の程度は、身体障害者手帳で1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳で1級の方、障害者控除認定書により特別障害者相当と判定された方などです。				障害者手帳、障害者控除対象者認定書(高齢福祉課発行)など		
㉑㉒ 配偶者（特別）控除	控除	配偶者の所得金額	納税義務者の合計所得金額			《国外居住親族について控除の適用を受ける場合のみ(障害者控除を適用する場合を含む)》 親族関係書類・送金関係書類・ (国外居住親族の扶養親族の区分によっては「38万円送金書類」または「留学ビザ等書類」)	
			900万以下	900万超～950万以下	950万超～1000万以下		
	㉑ 配偶者控除	58万以下	配偶者が70歳未満	【33万】	【22万】		【11万】
			配偶者が70歳以上	【38万】	【26万】		【13万】
	㉒ 配偶者特別控除	58万超 100万以下		【33万】	【22万】		【11万】
			100万超 105万以下	【31万】	【21万】		【11万】
			105万超 110万以下	【26万】	【18万】		【9万】
			110万超 115万以下	【21万】	【14万】		【7万】
			115万超 120万以下	【16万】	【11万】		【6万】
			120万超 125万以下	【11万】	【8万】		【4万】
125万超 130万以下			【6万】	【4万】	【2万】		
130万超 133万以下			【3万】	【2万】	【1万】		
133万超		対象外					
㉓ 扶養控除	扶養親族の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合						
	(1)一般扶養親族の場合（平成19年1月2日～平成22年1月1日または昭和31年1月2日～平成15年1月1日生）			【33万】			
	(2)特定扶養親族の場合（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）			【45万】			
	(3)老人扶養親族の場合（昭和31年1月1日以前生）			【38万】			
(4) (3)の内、本人又は本人の配偶者の直系尊属（父母等）で、本人又は本人の配偶者のいずれかと同居している場合			【45万】				
㉔ 特定親族特別控除	特定親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の合計所得金額	58万超 95万以下	【45万】	110万超 115万以下	【11万】		
		95万超 100万以下	【41万】	115万超 120万以下	【6万】		
		100万超 105万以下	【31万】	120万超 123万以下	【3万】		
		105万超 110万以下	【21万】	123万超	対象外		
㉕ 基礎控除	【43万円】（合計所得金額2,400万円以下の場合）						
㉖ 雑損控除	災害などにより生活に通常必要な資産に損害を受けた場合				領収書など		
㉗ 医療費控除	前年中に医療費を支払った場合【支払額-保険金などで補填される金額-（総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない方の金額）】（限度額200万） ※この控除を受ける方は、医療費控除の特例（セルフメディケーション制度）は受けられません				医療費控除の明細書など		

⑥-3 「6 寄附金に関する事項」の記入方法

前年中に対象となる寄附金を支払った場合に寄附金額を記入します。寄附した際の領収書等を添付または提示してください。

⑥-4 上場株式等の配当所得等および譲渡所得の課税方式が統一されました(令和6年度分から)

上場株式等の配当所得等や譲渡所得については、所得税と市民税県民税（個人住民税）において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度の個人住民税から、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。（令和4年度税制改正）

この改正により、上場株式等の配当所得等や譲渡所得を含めた所得税の確定申告書を提出した場合、個人住民税はその情報を基に所得税と同じ方式で課税することとなります。また、所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要を選択したこととなり、「所得税では『総合課税』、個人住民税では『申告不要』」などの異なる課税方式を選択することはできなくなりました。

このため、所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得を確定申告すると、これらの所得は個人住民税でも合計所得金額に算入されます。その結果、扶養控除や配偶者控除などの適用、個人住民税の非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

⑥-5 郵送による申告にご協力を！

郵送による申告にご協力をお願いいたします。書き方が分からない場合でも、下記を参照し枠部分のみ記入いただいて、収入や控除に関する資料を添付していただければ郵送で申告できます。

書き方が分からない場合

- ① 申告書の左図の **枠の部分** を記入
- ② **添付書類** と申告書を封筒に入れ郵送（提出方法等は2ページをご覧ください）

※ 添付書類はマイナンバーカードのコピー、収入が分かる書類（源泉徴収票など）、控除額が分かる書類（生命保険料控除証明書など）など。医療費控除を申告する場合、必ず明細書を提出してください。明細書が提出されていない場合、医療費控除が適用できません。

※ お送りいただいた添付書類に基づき、本市で内容を判断して申告を受け付けます。

ご自分で作成する場合

- ① 4～6 ページを参照し申告書を記入
- ② 添付書類と申告書を封筒に入れ郵送

⑦ 前年中に収入がなかった方の申告方法のご案内

令和7年中に収入がなかった方についても、税務証明書の交付、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、児童手当の支給資格の認定、その他の行政サービスを受けるために必要ですので、市民税・県民税の申告書の提出をお願いいたします。スマホでいつでもどこでも申告できるオンライン申告をぜひご利用ください。

《オンライン申告》

収入がない方等、下記の条件のいずれかに該当する場合は、紙の提出に代えてスマホやパソコンを使って④とは違うかたちでオンライン申告することができます。

【オンライン申告が可能な方】

- ① 令和7年中（2025年1月～12月）の収入が無い方（例：親族のどなたかに扶養されている、病気療養中である、学生で就学中である など）
- ② 非課税所得にあたる年金や手当等（遺族年金、障害年金、傷病手当、雇用保険 など）を受給している、その他の収入が無い方
- ③ 令和8年1月1日に下呂市以外の市区町村に居住していた方

↓ 申告書の提出はこちらから ↓



URL :

<https://logoform.jp/form/hPS3/480807>

※ 上記【オンライン申告が可能な方】のいずれにも該当しない方については、このオンラインによる申告の受付はできませんので、同封の申告書に必要事項をご記入の上、税務課等窓口または郵送もしくは④のオンライン申告によりご提出ください。 / ※ 別途、通信料がかかります。 / ※ オンライン申告により申告を行った場合、紙の申告書については提出の必要はありません。

《紙の申告書による申告（郵送・窓口提出）》

同封の申告書表面の電話番号、生年月日、個人番号等の記入に加え、申告書裏面（下部）の該当する欄の番号を○で囲んで必要事項を記入してください。（下記記入例を参照）

記入例（申告書裏面）

無職・学生など前年中に収入のなかった人は該当する欄の番号を○で囲んで記入してください。

- | | |
|---|--|
| <p>① 下記の者に扶養されている。
住所 <u>岐阜県下呂市森999</u>
氏名 <u>下呂 太郎</u> 続柄 <u>父</u></p> <p>② 病気療養中
自宅療養中 <u>施設療養中</u> (施設名) <u>〇〇病院</u></p> <p>③ 下記の年金・手当等を受給している。
<u>遺族年金・障害年金・傷病手当・雇用保険</u>
その他 _____</p> <p>④ 学生で就学中</p> | <p>⑤ 令和8年1月1日は他市町村に居住していた
居住地 <u>岐阜県△△市</u></p> <p>〈通信欄〉
① 勤務先から給与支払報告書を提出済です。
勤務先 _____
電話番号 _____</p> <p>② 所得税の確定申告をしました。</p> <p>③ その他 <u>入院しており貯金の切り崩しで生活している</u></p> |
|---|--|

記入ができましたら、2ページの提出方法のとおりにご郵送、または税務課窓口にご提出ください。

⑧ 《必要書類チェックリスト》 申告時にお持ちいただくもの・郵送での提出時に同封いただくもの

1. 申告書用紙／個人番号（マイナンバー）など本人確認等に必要なもの		
<input type="checkbox"/>	「令和8年度 市民税・県民税申告書兼国民健康保険税申告書」 （送付された申告書用紙）	
<input type="checkbox"/>	本人確認書類（個人番号確認書類及び身元確認書類） 《本人確認書類の例》 ・例1【マイナンバーカード（番号確認兼身元確認）】 ⇒（1点のみでOK） ※写真付きのものです ※両面のコピーが必要です ・例2【マイナンバーの通知カードなど（番号確認）】＋ 【運転免許証、障害者手帳、健康保険証など（身元確認）】 ⇒（両方とも必要です） ※ 郵送の場合は写しを同封してください。	お忘れの場合は、受付できません。 （ご家族の申告をする場合は、その方の分の確認書類等が必要です。）
2. 収入（所得）の申告に必要な書類		
給与収入のある方		お忘れの場合は、受付できません。 2か所以上から源泉徴収票が発行されている場合、申告漏れのないようご注意ください。
<input type="checkbox"/>	給与の源泉徴収票（原本）または賃金等の支払額の証明書など	
年金収入のある方		事前に準備が必要です。事前に集計を行っていない場合は申告相談を受け付けることはできません。
<input type="checkbox"/>	公的年金等の源泉徴収票（原本）	
営業、農業、不動産所得の申告をする方		事前に準備が必要です。事前に集計を行っていない場合は申告相談を受け付けることはできません。
<input type="checkbox"/>	収支内訳書（1年間の収入、経費を計算した明細）	
3. 控除に必要な書類		
社会保険料控除		
<input type="checkbox"/>	社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 【社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関する問合せ先】 高山年金事務所 電話：0577-32-6111	控除に関する申告をする方は、明記された証明書や認定書、支払った領収書など、控除の証明となるものを必ずご準備ください。証明書の添付や提示がない場合は、控除を受けることができない場合があります。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付済額のお知らせ 【問合せ先】国民健康保険税：税務課（0576-24-2635）／後期高齢者医療保険料：市民サービス課（0576-24-2633）／介護保険料：高齢福祉課（0576-53-0153）	
生命保険料・地震保険料控除		
<input type="checkbox"/>	生命保険料、個人年金、地震保険料の払込証明書	※「障害者控除対象者認定書」の交付は市役所高齢福祉課、市民サービス課または振興事務所（小坂・金山・馬瀬）で申請手続きをお願いします。
配偶者（特別）控除		
<input type="checkbox"/>	配偶者の所得がわかるもの（配偶者の源泉徴収票など）※郵送時不要	
障害者控除		
<input type="checkbox"/>	障害者手帳等（要介護認定者の場合、障害者控除対象者認定書※）	
医療費控除		
<input type="checkbox"/>	「医療費控除の明細書」または健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ（令和7年中支払分）」など	事前に準備が必要です。事前に医療費の合計額を集計していない場合は、医療費控除を受けることはできません。
●その他、上記以外の所得、控除に必要な証明書、領収書等がありましたらご準備ください。（4,5ページ参照）		

⑨ 提出先・お問合せ先

〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 下呂市役所 税務課 市民税係《電話番号：0576-24-2635（係直通）》